

# 技術相談・学術指導制度について



研究支援・社会連携グループ(社会連携担当)



KANSAI UNIVERSITY



## 技術相談・学術指導制度とは？



KANSAI UNIVERSITY

技術相談・学術指導制度は、従来の受託研究や共同研究の枠組みでは実施することが困難であった、直接的な研究活動を伴わない企業への技術指導や、今までの研究による知見を活用した助言等を、職務外の兼職として扱うのではなく、受託・共同研究と同様に、職務の一環として実施することができるようにするものです。

少額・短期間での相談対応も容易となり、技術相談・学術指導から共同研究等に移行することも想定されます。

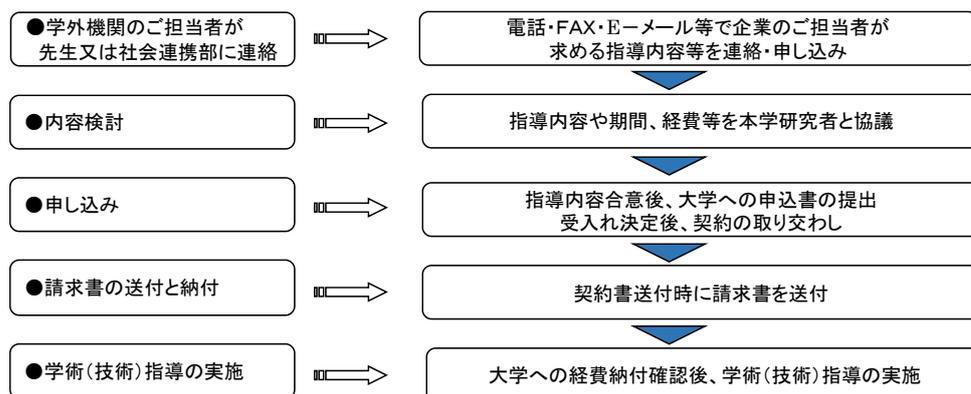
ただし、技術相談・学術指導は規程の定め通り、「その内容が本学の業務と密接に関連し、かつ、当該指導を担当する教職員の教育・研究に支障がないと認められる場合に限り」実施することができます。

こんな時に、学術及び技術上の専門知識に基づき指導役として実施

- ◎ 企業の研究開発や技術に対する指導・助言、評価
- ◎ 企業の製品に対する指導・助言、評価
- ◎ 企業に対する大学保有技術の導入支援 等
- ◎ 自治体や公的機関に対する継続的な助言、調査 等



## 学術指導の流れ



契約書の取り交わしには日数を要しますので、余裕をもって手続きをしてください。

- ◎ 指導期間に特に定めはありません。
- ◎ 指導に係る時間にご留意ください（面談指導、メール等での指導、打ち合わせ等の時間、資料作成の時間 等）
- ◎ 指導料は、受託事業収入として受け入れ、その支出については研究費の支出に関する取扱内規に沿った取り扱いとなります。
- ◎ 特任教員や客員教員等雇用上の業務が限定されている方は、学術（技術）相談が雇用上の業務外となるため従事できません。



# 学術指導制度 ～受託共同研究等との違い～ 等



	受託研究	共同研究	技術相談・学術指導	兼職兼業
実施内容	学外機関から特定課題の研究テーマの委託を受け、研究を実施。	特定課題の研究テーマについて、本学教員と学外機関研究者などが、分担に従い研究を実施。	学外機関からの依頼により、本学教員がその専門的知見に基づき助言・指導を行い、学外機関の活動を支援するもの。 <b>新規の研究開発を本学教員が行うものではない。</b>	学外において活動を実施し、その報酬を直接研究者個人に支払われるもの。

技術相談・学術指導において生じた発明は、申込者と別途協議しその取り扱いを定めますが、指導者に帰属する持分は、本学発明規程の取り扱いによります。

学術指導に係る経費については、必要経費を含む指導料＋一般管理費（総額の10%）となります（消費税を含む）。

例：指導料が50万円（税抜）の場合

①指導料500,000\*②消費税1.1=③550,000円

一般管理費（総額の10%）=④55,000円

学術指導経費=③-④=495,000円

納入された経費は研究費の取り扱い内規に沿って取り扱います。



①下記いずれかに該当しますか？

- ・個人的報酬を受け取る
- ・依頼先企業の役職に就く(顧問、アドバイザー)

はい



いいえ



- ②-1依頼元の企業担当と一緒に研究しますか？  
 ・成果を共同で学会等で発表、論文を共著、当初より新たな知見や知財創出を企図したものは共同研究に該当します。
- ②-2依頼先依頼による実験を研究室で行いますか？  
 ・指導、助言に係り、研究室で先生の実験データの取得等が発生する場合(軽微な再現実験等を除く)は、受託研究に該当します。

※今までの知見によるアドバイス、試作品等の評価等は学術指導となります。

はい



いいえ



③学術指導に該当します！

- ・学術指導申込書を委託者から提出いただき、手続き終了後から学術指導が可能です。

迷った時は



**兼業となります**

- ・兼業申請など、学部にて所定の所作を取ってください。
- ・勤務時間外に学外で実施してください。

**受託研究又は共同研究に該当します**

- ・各取り扱いに沿った手続きをお願いします。

**受託研究・共同研究も視野にあるときは...**

- ・当初から受託研究又は共同研究で実施
- ・学術指導後に受託研究、共同研究に移行
- ・費用がなく、時間や労力負担が極めて少ない場合は、秘密保持契約を締結して情報交換を行う